

令和 8 年度山梨県介護サービス情報公表計画

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 3 5 に規定する「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 2 の 3 の規定等に基づき、令和 8 年度の公表計画を次のとおり定める。

1 計画の基準日

令和 8 年 4 月 1 日

2 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3 報告の対象となる介護サービス事業者

- (1) 計画の基準日前の 1 年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が 1 0 0 万円を超える事業所のうち別紙に定めるサービスを提供する事業者
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所のうち別紙に定めるサービスを提供する事業者

4 報告の提出先及び提出期限

- (1) 報告の提出先

「介護サービス情報公表システム」により、山梨県へ報告する。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/19/>

- (2) 報告の提出期限及び公表を行う月

事業所開設後、県から送付される書類に基づき報告するものとし、公表については、事業者からの報告があり、支障が無ければ随時公表を行っていく。